

特例一時給付金について

Q

期間満了前に自己都合で退職。給付制限中に一般で働いた場合、特例一時給付金はどうなるのか。



社労士

特例一時金は、退職した日の翌日から6ヶ月間が受給制限であり、受給期限を経過すると支給されない。今回の場合は、給付制限中であり、働いているので特例一時金を受給することはできない。しかし、受給要件を満たさず一般で退職し、前（季節雇用）の離職から6ヶ月以内であれば受給期限の残日収により特例一時金の全部又は一部を受給することができる。